

eMAXIS 新興国株式インデックス

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型



自分だけの投資スタイル、探せる、見つかる。
ネットで賢く、インデックスファンド・シリーズ。

eMAXIS
イーマックス

eMAXIS専用サイト <http://maxis.muam.jp/e/>

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産	年1回	エマージング	ファミリーファンド	なし	その他(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース))

属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

商品分類および属性区分の内容の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードいただけます。

本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されております。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき受益者の意向を確認いたします。

ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行うeMAXIS 新興国株式インデックスの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年4月25日に関東財務局長に提出しており、2012年4月26日にその効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ投信株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:6兆5,199億円

(資本金・運用純資産総額は2012年2月29日現在)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

販売会社:下記照会先でご確認ください。

(購入・換金の取扱い等を行います。)

<照会先>

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



三菱UFJ投信

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1 MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)^(注)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。

2 「新興国株式インデックスマザーファンド」を通じて、新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に実質的な投資を行います。

・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

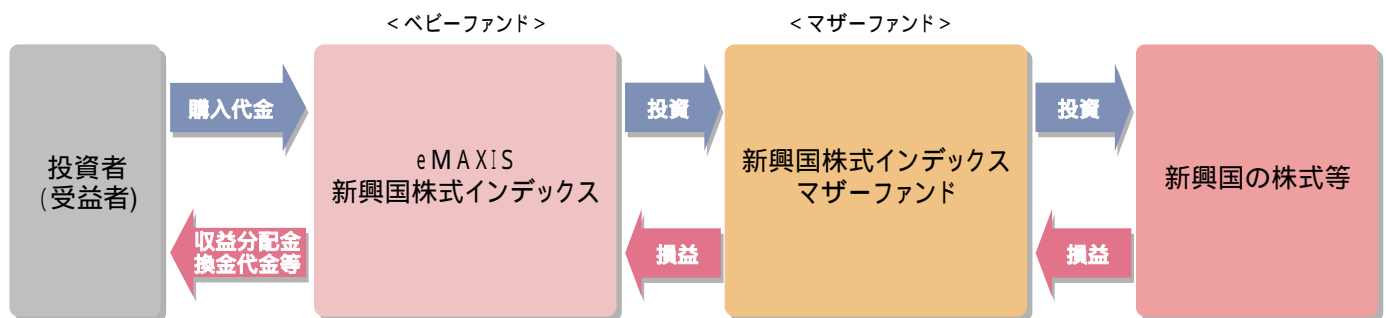
DR(預託証券)とは、Depositary Receipt の略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

・為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

<ファンドの仕組み>

運用は主に新興国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



<主な投資制限>

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

<分配方針>

- ・年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注) MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.および MSCI 指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源から MSCI 指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して MSCI 指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI 指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなる MSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI Inc.の書面による許諾を得ることなく MSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

その他の留意点

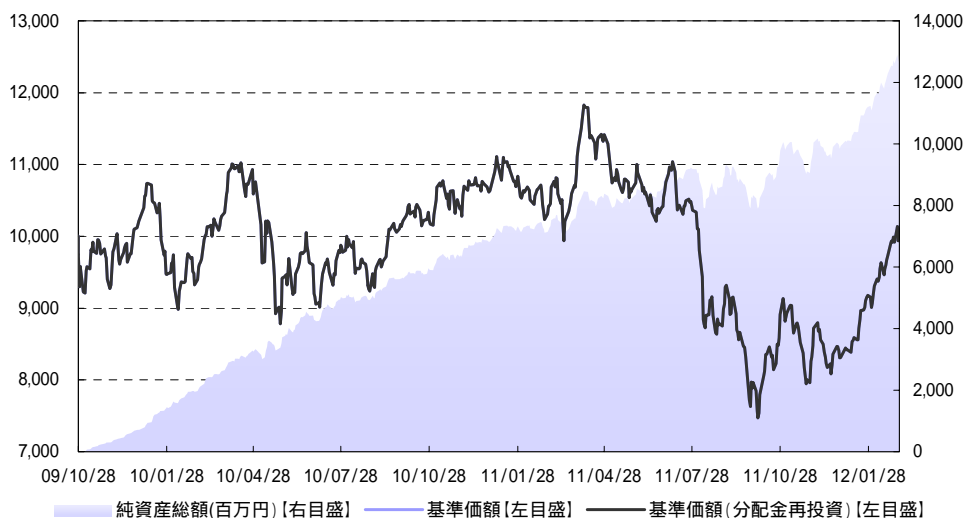
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

運用実績

基準価額・純資産の推移(設定日～2012年2月29日)



・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
 ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもとして計算

分配の推移

2012年 1月	0円
2011年 1月	0円
2010年 1月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況(2012年2月29日現在)

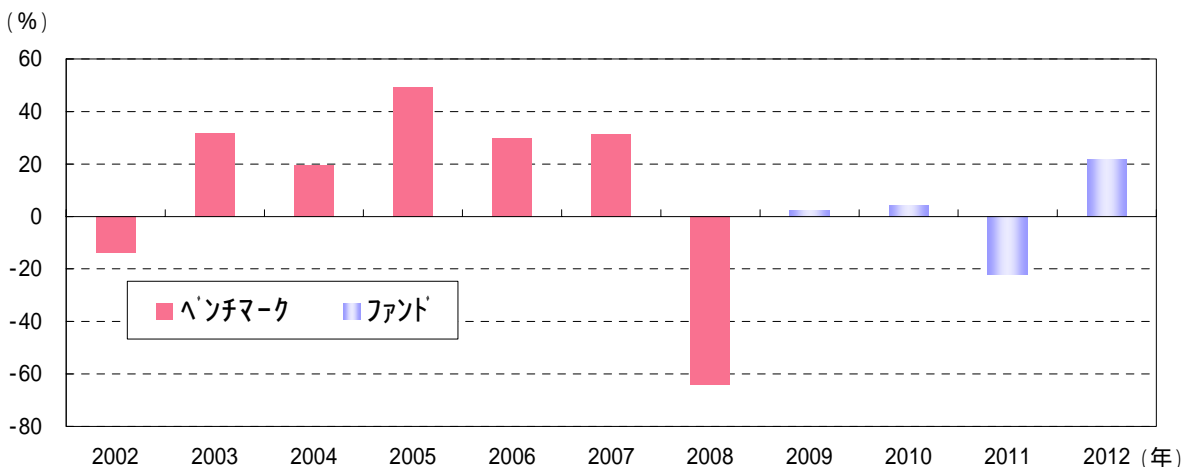
通貨別構成	比率
アメリカドル	21.2%
香港ドル	17.5%
韓国ウォン	13.7%
ブラジルレアル	11.3%
ニュー台湾ドル	9.2%
南アフリカランド	7.3%
メキシコペソ	4.2%
マレーシアリンギット	3.3%
その他	12.3%
合計	100.0%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	韓国	2.8%
2 GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	アメリカ	1.8%
3 CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	香港	1.7%
4 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	1.4%
5 CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	香港	1.3%
6 PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	エネルギー	アメリカ	1.2%
7 IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	香港	1.1%
8 CNOOC LTD	エネルギー	香港	1.1%
9 AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	メキシコ	1.0%
10 VALE SA-PREF	素材	ブラジル	0.9%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	2.9%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
 ・2009年は設定日から年末までの、2012年は2月29日までの収益率を表示
 ・2008年以前はベンチマークの年間収益率(委託会社の計算日基準)を表示

- ・ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2012年4月26日から2013年4月26日まで 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日、香港取引所の休業日、香港の銀行の休業日は、購入・換金のお申込みができません。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2009年10月28日設定)
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・対象インデックスが改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。
運用報告書	毎決算後および償還後に運用報告書が作成され、販売会社を通じて知っている受益者に交付されます。
課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度・配当控除は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	ありません。			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.3%			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額 × 年0.63% (税抜 年0.6%)			
	配分			
	取扱純資産総額 ^(注)	委託会社	販売会社	受託会社
	50億円未満の部分	年0.2835%	年0.2835%	年0.063%
50億円以上100億円未満の部分	年0.273%	年0.294%	年0.063%	
100億円以上の部分	年0.2625%	年0.3045%	年0.063%	
<small>(注) 各販売会社における取扱純資産総額に応じて配分されます。</small>				
その他の費用・手数料	売買委託手数料等、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限り、)には消費税等相当額が含まれます。投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は、2012年2月末現在のものです。2013年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



三菱UFJ投信オフィシャルサイト
<http://www.am.mufg.jp/>



三菱UFJ投信より
基準価額・分配金をメール配信
<http://k.m-muam.jp/a/1/3>



*メール配信は設定日より開始します。
*メール配信対象外ファンドもあります。